

○神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例施行規則

令和2年3月31日

規則第69号

改正 令和5年3月31日規則第76号

令和8年3月31日規則第57号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 神戸オフィスビル建設促進ゾーン（第4条）

第3章 神戸エンタープライズゾーン及び神戸国際経済ゾーン（第5条—第12条）

第4章 雑則（第13条・第14条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例（令和2年3月条例第46号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（条例第2条第1号に規定する指定の要件）

第2条 条例第2条第1号アに規定する指定は、広範囲をサービスの対象とする広域型都市機能を維持させ、充実させ、及び強化させる地域であることを要件とする。

2 条例第2条第1号イに規定する指定は、都心の商業地域において、多様な都市機能の集積をすべき地域であることを要件とする。

3 条例第2条第1号ウに規定する指定は、次に掲げる要件のすべてを満たす地域であることを要件とする。

（1） 高速自動車国道、空港その他の高速輸送に係る多様な施設の利用が容易であり、又は容易となることが確実であると見込まれること。

（2） 都市機能が集積する地域又はその周辺の地域であり、既存の都市機能と有機的な連携が図られること。

(3) 情報及び通信に係る基盤施設が現在整備されており、又は早期に整備されることが確実であると認められること。

(4) 特定事業の集積のための一団の大規模な土地の確保が容易であること。

4 条例第2条第1号エの規定による指定は、次に掲げる要件のすべてを満たす地域であることを要件とする。

(1) 外国企業等による投資が行われ、又は行われると見込まれること。

(2) 国際経済事業に必要な都市機能が集積し、又は集積することが確実と見込まれること。

(3) 国際経済事業の集積のための一団の土地の確保が容易であること。

第2章 神戸オフィスビル建設促進ゾーン

第3条 削除

(条例第10条の規定による申告書等)

第4条 条例第10条の規定による申告書は、次の各号に掲げる事項を記載したものとする。ただし、第3号及び第4号に掲げる事項については、対象となる資産がある場合に限り、記載するものとする。

(1) 申告者の住所及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

(2) 受けようとする不均一課税の内容、不均一課税の対象となる資産の種類、オフィスビル認定番号（認定オフィスビル事業計画ごとに割り付けられる番号をいう。）及び認定オフィスビル事業計画に係るオフィスビルの完成年月日

(3) 不均一課税の対象となる家屋の所在地、家屋番号、延べ床面積及び延べ床面積のうち不均一課税の適用の対象となる部分の面積（以下「適用対象部分面積」という。）

(4) 不均一課税の対象となる土地の所在地、面積及び面積のうち適用対象部分面積

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

2 前項の申告書には、市長が必要があると認める書類を添付しなければならない

い。

第3章 神戸エンタープライズゾーン及び神戸国際経済ゾーン

(条例第15条第1項に規定する規則で定めるもの)

第5条 条例第15条第1項に規定する認定事業に係る施設のうち規則で定めるものは、認定事業計画に係る認定事業の用に直接供される施設とする。

2 条例第15条第1項に規定する家屋若しくは償却資産のうち規則で定めるものは、前項に規定する施設に係る部分とする。

(条例第16条第1項に規定する規則で定めるもの)

第6条 条例第16条第1項に規定する認定事業に係る施設のうち規則で定めるものは、認定事業計画に係る認定事業の用に直接供される施設とする。

2 条例第16条第1項に規定する家屋又は償却資産のうち規則で定めるものは、前項に規定する施設に係る部分とする。

3 条例第16条第1項第1号に規定する規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 条例第16条第1項第1号に規定する当該認定事業者が既に実施している別の認定事業計画又は同項第2号に規定する当該認定事業者が認定を受けたことのある別の認定事業計画に係る認定事業を5年以上継続して実施していること。

(2) 当該認定事業者が、先端的な技術を用い、科学技術の振興及び産業競争力の強化に著しく資する事業計画を実施していると認められること。

(3) 前項に規定する償却資産であって、その取得に係る経費が100億円以上であること。

(条例第18条に規定する規則で定めるもの)

第7条 条例第18条第1項に規定する認定事業に係る施設のうち規則で定めるものは、認定事業計画に係る認定事業の用に直接供される施設とする。

2 条例第18条第2項に規定する認定事業に係る施設のうち規則で定めるものは、認定事業計画に係る認定事業の用に直接供される施設とする。

(条例第18条第1項及び第2項の規定に基づく算定における端数の処理)

第8条 次に掲げる額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げ

るものとする。

(1) 条例第18条第1項の規定により資産割額から控除される金額

(2) 条例第18条第2項の規定により資産割額から控除される金額

(条例第19条の規定による申告書等)

第9条 条例第19条の規定による申告書は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を記載したものとする。ただし、第1号ウからオまでに掲げる事項については、対象となる資産がある場合に限り、記載するものとする。

(1) 条例第15条第1項又は第16条第1項の規定の適用を受けようとする者

ア 申告者の住所及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

イ 受けようとする不均一課税の内容、不均一課税の対象となる資産の種類、認定番号（認定事業計画ごとに割り付けられる番号をいう。以下この条において同じ。）及び認定事業の開始年月日

ウ 不均一課税の対象となる家屋の所在地、家屋番号、延べ床面積及び延べ床面積のうち適用対象部分面積

エ 不均一課税の対象となる償却資産の所在地、数量及び取得価額

オ 不均一課税の対象となる土地の所在地、面積及び面積のうち適用対象部分面積

カ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

(2) 条例第18条第1項又は第2項の規定の適用を受けようとする者

ア 申告者の住所及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

イ 受けようとする不均一課税の内容、認定番号及び認定事業の開始年月日

ウ 不均一課税の適用を受けようとする事業所等の所在地、床面積（地方税法（昭和25年法律第226号）第701条の31第1項第4号に規定する事業所床面積をいう。以下「事業所床面積」という。）並びに事業所床面積のうち専用床面積及び共用床面積

エ 不均一課税の適用を受けようとする事業所用家屋の所有者の住所及び氏名（法人にあっては、名称）並びに事業所等を使用した期間及び月数

オ 不均一課税の適用を受けようとする事業所等の課税標準となる事業所床面

積、課税標準となる事業所床面積のうち適用対象部分面積及び条例第18条第1項又は第2項の規定により資産割額から控除される金額

カ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

2 前項の申告書には、市長が必要があると認める書類を添付しなければならない。

(条例第21条第1項に規定する規則で定めるもの)

第10条 条例第21条第1項に規定する国際経済事業に係る施設のうち規則で定めるものは、認定国際経済事業計画に係る国際経済事業の用に直接供される施設とする。

2 条例第21条第1項に規定する家屋又は償却資産のうち規則で定めるものは、前項に規定する施設に係る部分とする。

(条例第22条第1項に規定する規則で定めるもの)

第11条 条例第22条第1項に規定する国際経済事業に係る施設のうち規則で定めるものは、認定国際経済事業計画に係る国際経済事業の用に直接供される施設とする。

2 条例第22条第1項に規定する家屋又は償却資産のうち規則で定めるものは、前項に規定する施設に係る部分とする。

3 条例第22条第1項第1号に規定する規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 条例第22条第1項第1号に規定する当該認定国際経済事業者が既に実施している別の認定国際経済事業計画又は同項第2号に規定する当該認定国際経済事業者が認定を受けたことのある別の認定国際経済事業計画に係る国際経済事業を5年以上継続して実施していること。

(2) 当該認定国際経済事業者が、先端的な技術を用い、科学技術の振興及び産業競争力の強化に著しく資する国際経済事業計画を実施していると認められること。

(3) 前項に規定する償却資産であって、その取得に係る経費が100億円以上であること。

(条例第23条の規定による申告書等)

第12条 条例第23条の規定による申告書は、次の各号に掲げる事項を記載したものとす。ただし、第3号及び第4号に掲げる事項については、対象となる資産がある場合に限り、記載するものとする。

(1) 申告者の住所及び氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

(2) 受けようとする不均一課税の内容、不均一課税の対象となる資産の種類、国際経済事業認定番号（認定国際経済事業計画ごとに割り付けられる番号をいう。）及び国際経済事業の開始年月日

(3) 不均一課税の対象となる家屋の所在地、家屋番号、延べ床面積及び延べ床面積のうち適用対象部分面積

(4) 不均一課税の対象となる償却資産の所在地、数量及び取得価額

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

2 前項の申告書には、市長が必要があると認める書類を添付しなければならない。

第4章 雑則

(立入検査証)

第13条 条例第35条第3項に規定する身分を示す証明書は、様式によるものとする。

(施行細目の委任)

第14条 この規則の施行に関し必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

3 前項の規定にかかわらず、条例附則第3項に規定する固定資産税及び都市計画税並びに事業所税については、この規則は、前項の規定による失効の時以後も、なおその効力を有する。

4 第2項の規定にかかわらず、条例附則第14項の規定によりなお効力を有する

ものとされる条例第7条第4項及び条例第35条第1項の規定による立入検査については、第13条及び様式の規定は、第2項の規定による失効の時以後も、なおその効力を有する。

附 則（令和5年3月31日規則第76号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条中神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例施行規則附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和8年3月31日規則第57号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条中神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例施行規則附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例施行規則及び旧神戸エンタープライズゾーン及び神戸国際経済ゾーンにおける支援措置に関する条例施行規則（以下「改正前規則」という。）に定める様式に従い提出されている申告書は、この規則による改正後の神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例施行規則及び旧神戸エンタープライズゾーン及び神戸国際経済ゾーンにおける支援措置に関する条例施行規則（以下「改正後規則」という。）に定める様式に従い提出されている申告書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に存する改正前規則の様式による申告書は、改正後規則による申告書とみなして、当分の間、なお使用することができる。

